

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 15 条第6項の規定に基づき、下記のとおり取組状況を公表します。

【消防本部】

① 採用に関して

目標項目	数値目標	最新値	設定時最新値	具体的な取組み内容
消防吏員における女性 消防吏員数の割合	5%(平成 38 年度末)	3.5%(平成 30 年4月1 日現在)	3.1%(平成 27 年4月1 日現在)	消防業務への関心及び理解を深めていただく ために、女性限定のインターンシップを実施し た。